

公安委員会 説明資料No. 1	刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案について	令和5年6月22日 生活安全局 刑事局
<p>1 概要</p> <p>令和5年6月16日に成立した「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（以下「新法」という。）の施行に伴い、関係政令を改正するもの。</p> <p>2 改正事項（当庁関係）</p> <p>(1) 警察法施行令 刑法改正における用語の改正を反映する。</p> <p>(2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令 猟銃所持の不許可要件となる一定の性犯罪について、刑法改正に伴う規定の整備を行うほか、性的姿態等の撮影行為等に係る罪の一部を加える。</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令 店舗型性風俗特殊営業等の営業停止事由に面会要求行為等に係る罪を、接客業務受託営業の営業停止事由に同罪及び性的姿態等の撮影行為等に係る罪を加える。</p> <p>(4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令 刑法改正における条ずれ等を反映する。</p> <p>3 今後の予定</p> <p>閣議 6月30日 施行 改正法及び新法の公布の日から起算して20日を経過した日</p> <p>4 その他</p> <p>本政令案は、公益上、緊急に命令等を定める必要があるため意見公募手続を実施することが困難であるとき（行政手続法第39条第4項第1号）に該当し、意見公募手続を実施しないことから、法務省において、その旨を政令の公布と同時期に公示する（同法第43条第5項）。</p>		

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 2</p>	<p>「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案」について</p>	<p>令和5年6月22日</p> <p>刑事局 長官官房 生活安全局 交 通 局</p>
<p>1 概要</p> <p>刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（以下「新法」という。）の施行に伴い、関係国家公安委員会規則を改正するもの。</p> <p>2 関係国家公安委員会規則の主な改正事項</p> <p>(1) 警察官等拳銃使用及び取扱い規範 警察官職務執行法第7条ただし書第1号の「兇悪な罪」の例示として規定している旧刑法第177条（強制性交等）を刑法第177条第1項（不同意性交等）に改める。</p> <p>(2) 警備業の要件に関する規則第1条（根拠法：警備業法） 刑法改正における条の削除を反映する。</p> <p>(3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等 下記の国家公安委員会規則において、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」及び「暴力的不法行為等」として新法第2条から第6条（性的姿態等の撮影行為等）等を追加するほか、旧刑法第177条（強制性交等）を刑法第177条第1項及び第3項（不同意性交等）に改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業の要件に関する規則第2条（根拠法：警備業法） ○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（根拠法：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律） ○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（根拠法：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律） ○ 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（根拠法：銃砲刀剣類所持等取締法） ○ 古物営業法施行規則（根拠法：古物営業法） ○ 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（根拠法：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律） ○ 確認事務の委託の手續等に関する規則（根拠法：道路交通法） <p>3 施行期日 改正法及び新法の公布の日から起算して20日を経過した日</p>		

公安委員会 説明資料No. 3	極東会及び二代目東組の指定の確認 について	令和5年6月22日 刑事局
--------------------	--------------------------	------------------

1 概要

令和5年5月15日に東京都、同月26日に大阪府の各公安委員会から、それぞれ次の暴力団に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書の提出を受けた。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。

- (1) 極東会(主たる事務所:東京都、代表する者:高橋^{たかはし} 仁^{ひとし}、構成員:約350人)
- (2) 二代目東組(主たる事務所:大阪府、代表する者:滝本^{たきもと} 博司^{ひろし}、構成員:約80人)

2 指定の要件に該当すると認める理由

(1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性

各団体は、次のとおり、資金獲得活動のため、その威力を暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。

○ 威力を利用した資金獲得活動の状況

前回指定の効力発生日以降、各団体の暴力団員は、それぞれの団体の威力を利用した資金獲得活動に伴う恐喝、覚醒剤取締法違反等により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令等を受けている。

(2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性

各団体の幹部又は全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。

(3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性

各団体は、それぞれ、代表する者の統制の下、運営を支配する地位、他の暴力団員に指示又は命令をすることができる地位及びその他の地位の各階層を有し、階層的に構成されている団体である。

第1 警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針の概要

1 基本認識

我が国の社会情勢が大きく変化し、我が国を取り巻く国際的な情勢も目まぐるしく変化している中、警戒の空白が生じることを防ぎ、直面する諸課題に的確に対応するためには、情勢の変化と組織の現状を俯瞰的に分析し、警察組織全体の最適化を図るためのリソースの再配分を含めた総合的な対策を、これまで以上に強力に推進する必要がある。

2 重点的に取り組むべき事項

- (1) 部門を超えたリソースの重点化等
- (2) 能率的でメリハリのある組織運営
- (3) 先端技術の活用等による警察活動の更なる高度化
- (4) 働きやすい職場環境の形成等

3 推進体制

警察庁に長官を長とする推進本部を設置し、取組の更なる推進を図るとともに、都道府県警察においても、これを参考とした推進体制を構築する。

第2 今後の方針

- 全国警察本部長会議において、指針について長官から指示
- あわせて、全国的観点から取り組むべき当面の重点について、局長連名通達により具体的に指示
- 今秋以降、各都道府県警察の取組状況を警察庁でフォローアップ

1 行方不明者の受理状況

- 行方不明者の届出受理数は、統計の残る昭和31年以降で最少を記録した令和2年から2年連続で増加し、8万4,910人（前年比+5,692人）となった。

認知症に係る行方不明者の届出受理数は、統計をとり始めた平成24年以降で最多となる1万8,709人（前年比+1,073人）となった。

- 男女別では、男性が5万4,259人、女性が3万651人と、男性の割合の方が高い傾向が続いている。
- 年齢層別では、20歳代が最も多く、10歳代及び20歳代で行方不明者全体のおよそ4割を占める。
- 原因・動機別では、認知症を含む疾病関係が最も多く、全体の約30%を占める。

2 行方不明者の所在確認等の状況

- 令和4年中に所在確認等がなされた行方不明者は8万653人であり、内訳は、所在確認6万7,415人、死亡確認3,739人、その他9,499人となっている。
- 所在確認された行方不明者のうち、受理当日に全体の54.8%、受理から1週間以内に85.3%が所在確認されている。

このうち、認知症に係る行方不明者は、受理当日に77.5%、受理から1週間以内に99.6%が所在確認されている。

3 今後の取組

- 行方不明となった原因・動機や当時の状況等を詳細に確認し、事案に応じた組織的な発見・保護活動を推進する。
- 認知症による行方不明者数が年々増加していることを踏まえ、早期発見に向けた自治体等の関係機関・団体との連携強化、情報発信活動等を推進する。